



---

# 日本技術士会中部本部静岡県支部年次大会資料

---

(2022 年度・通算 7 回)



日時 2022 年 6 月 4 日(土)13:30~16:00

場所 静岡県男女共同参画センターあざれあ 501 会議室

ZOOM を利用した WEB 配信を併用

# 目次

第1号報告 2021年度事業報告並びに収支決算	P.1
第2号報告 2022年度事業計画収支予算	P.13
第3号報告 県支部役員体制・協賛会員	P.18
その他報告 部外との協定、加入団体について	P.20
資料1 日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画(SAPD)(抜粋)	P.38
資料2 熱海土砂災害被災者支援活動報告書(2022年3月10日再改訂)	P.41
資料3 発災時における現地支援活動マニュアル	P.42
資料4 中部本部静岡県支部外部依頼対応要領	P.44

## 第1号報告 2021年度事業報告並びに収支決算

### 1. 事業報告

2021年度事業概要は以下のとおりである。

#### (1) CPD例会等の状況

- ・会員の自己研鑽のためCPD例会を5回実施した。なお、昨年度はコロナウイルスの拡大により、全てオンライン開催となった。感染症対策として有効な手法であり、新たな例会のあり方として検討を行っていく。

#### (2) 防災委員活動：研究会の充実

- ・静岡県・静岡市および牧之原市との災害時の支援協定にもとづく活動要請は2021年度は無かった。
- ・2021年7月3日に発生した熱海市伊豆山地区の土砂災害について、静岡県災害対策士業連絡会より被災者支援活動への参加要請があり、生活相談会および現地調査に参加した。
- ・2021年7月31日に開催された（公財）中部科学技術センター中部サイエンスネットワーク主催の「防災・減災ワークショップ」に7名が参加した。
- ・被災者支援活動に必要な知識を向上させるための勉強会を2021年12月4日に実施、5名が参加した。

#### (3) 社会貢献活動

##### ・理科支援授業

例年、4月に中部本部理科支援委員会が提供できる講座一覧を、当方から静岡県教育委員会に提出し、同委員会は県内小学校に配布している。当該講座のうち、希望の講座について小学校から授業要請がくるので、技術士の担当講師が対応する仕組みである。2021年度は、小学校の理科授業に3件要請があり対応した。他に愛知県の小学校から1件授業要請があり、静岡県講師（吉田会員）が対応した。

##### ・テクノロジーカフェ

新型コロナウイルス感染症対策のためやむなく中止していたが、ようやくWEBを活用し再開した。詳細は6.委員会報告を参照。

#### (4) 事業開発

- ・静岡県経済産業部農地局農地整備課が所管する排水機場等の鑑定に対し電気関係技術士を派遣した
- ・静岡県中小企業団体連合会ものづくり支援センターからの技術士紹介依頼に対応し、ものづくり補助金の審査支援業務を受託した。
- ・公益財団法人静岡県産業振興財団から企業継承案件の技術評価に技術士を派遣した。

#### (5) 海外との交流

静岡県と浙江省は1982年4月の友好提携以来30年以上にわたり経済、文化、環境など幅広い分野における交流を積極的に促進し、相互理解と友情を深めている。静岡県支部でも友好提携の一環として浙江省の企業への支援を行っている。

2022年3月3日に、「静岡・浙江経営管理養成講座」として、当県支部から合計4名が参加した。浙江省杭州市建德市会場向けにオンラインで接続し、ものづくりに関する講演を2件実施した。さらに、当日参加した浙江省の中小企業からの質疑にも応答するなど活発に意見交換することができた。

なお、2022年は浙江省との友好提携40周年を迎えるので、今年度夏～秋にかけて再度交流イベントを計画中である。

2. 日本技術士会静岡県支部会員の状況 (2022年3月末現在 日本技術士会資料)

名誉会員 2名 磯部俊夫氏 (金属)  
小針輝夫氏 (電気電子)  
正会員 263名 (全国 15,823名) ※名誉会員を含む  
準会員 72名 (全国 3,137名)  
計 335名 (全国 18,960名)  
※2021年度に比較し会員の増減は正会員 49名減、準会員 14名減 計 63名減  
協賛会員 16社 (年会費1口会員 12社、同2口会員 4社) 2021年度に比較し1社増

会員数は2022年3月末現在、( ) 書きは全国

部門		正会員 (名)	準会員 (名)
1	機械	47 (1,729)	21 (579)
2	船舶・海洋	1 (20)	0 (8)
3	航空・宇宙	0 (73)	0 (47)
4	電気電子	24 (1,826)	9 (459)
5	化学	11 (436)	7 (205)
6	繊維	1 (86)	0 (11)
7	金属	11 (369)	1 (75)
8	資源工学	0 (53)	0 (7)
9	建設	90 (6,746)	19 (1,027)
10	上下水道	20 (1,060)	4 (251)
11	衛生工学	4 (525)	1 (136)
12	農業	7 (846)	5 (155)
13	森林	8 (310)	1 (53)
14	水産	1 (197)	2 (44)
15	経営工学	14 (524)	2 (144)
16	情報工学	8 (744)	4 (386)
17	応用理学	15 (825)	4 (137)
18	生物工学	10 (199)	4 (140)
19	環境	12 (511)	4 (439)
20	原子力・放射線	1 (220)	0 (40)
21	総合技術監理	46 (4,286)	0 (32)
合計		331 (21,585)	72 (4,375)

※複数の資格を保有している方がいるため延べ人数

3. 2021年度年次大会報告

日時: 2021年6月12日 (土)

場所: 新型コロナウイルス感染症の拡大によりオンラインで開催

出席者数: 36名

報告事項: 第1号報告～第3号報告、その他報告について報告

特別講演:

演題 「高精度衛星測位を用いた自動二輪車センシング基盤の構築と  
静岡大学土木情報学研究所の設立」

講師 静岡大学土木情報学研究所所長 (静岡大学情報学部准教授)

木谷友哉 氏

#### 4. 支部例会等の報告(コロナウイルス感染症の拡大により全てオンラインにより実施)

開催日	講演テーマ	講師名 (敬称略)	参加者
2021. 6. 12 (年次大会)	「高精度衛星測位を用いた自動二輪車センシング基盤の構築と静岡大学土木情報学研究所の設立」	静岡大学土木情報学研究所 所長 (静岡大学准教授)	木谷友哉 42名 (内一般7名)
2021. 8. 21	「静岡理工科大学土木工学科新設に際しての教育・研究の展望」	群馬大学大学院理工学府環境創生部門助教(現静岡理工科大学土木工学科教授)	松本健作 49名 (内一般16名)
2021. 10. 23	「新技術を支える認証、適合性評価と標準化」	長野計器株式会社総務部 技術顧問	奈良広一 62名 (内一般11名)
2021. 12. 11	「今日からできるDX～年4億円の労務費削減を実現した旭鉄工の事例～」	i Smart Technologies 株式会社 / 旭鉄工株式会社 代表取締役社長	木村哲也 73名 (内一般5名)
2022. 2. 26	「大学での技術者倫理教育」	POLESTAR 北本技術士事務所代表	北本達治 154名 (内一般9名)
	「モノづくりの倫理」	吉田技術士事務所 所長	

※参加者数は講師を除く。

#### 5. 地区ブロック活動

2021年度の地区例会(東部、中部、西部)は、以下の理由により中止となった。

- ① Zoomによる講演会では地区例会のメリットが少ない(対面式であれば、講演会や懇親会等により地区会員とのコミュニケーションが図れる)
- ② 地区例会の開催時期とCPD委員会が主催する講演会と時期が重なる

#### 6. 委員会報告

##### (1) CPD委員会

コロナ禍の中、年次大会を含め5回の例会をオンラインで開催した。講演会の講師は延べ6名(内会員は2名)参加者は延べ380名(内一般48名)であった。例会のオンライン化に伴い、県外からの参加者が増加し、100名を超える規模となっている。

会員の交流の場である、地区例会や見学会および懇親会は、感染防止のため開催できなかった。例会の参加受付を、Zoomの事前登録機能を使って行ったが、担当会員の不幸により受付名簿が全て失われ、セキュリティ上の問題を呈した。参加者の増加により委員の負担が増している。例会の企画、準備のため委員による打合せを9回行った。

##### (2) 防災委員会

2021年度は防災研究会と連携して、以下の事項をおこなった。

- a. (公財) 中部科学技術センター中部サイエンスネットワーク主催の「防災・減災ワークショップ」に7名が参加。  
開催日：7月31日 開催場所：静岡県地震防災センター
- b. 2021年7月3日に発生した熱海市伊豆山地区の土砂災害の被災者支援活動への参加要請を、静岡県災害対策士業連絡会から受け、「被災者生活なんでも相談」に延べ3名参加した。また、被災者の要請により「今後予想されるリスク等」について現地調査を有志4名で行い報告書を提出した。

- c. 技術士会静岡県支部会員の被災者支援活動に必要な知識を向上させるための勉強会を2021年12月4日に実施し、5名が参加した。この勉強会では被災時の連絡体制の拡充と徹底が指摘された。

### (3) 社会貢献委員会

#### a. テクノロジーカフェ

テクノロジーカフェは、新型コロナ感染症対策のためやむなく中止していたが、WEBを活用しようやく再開した。開催は従来通り、NPO 法人静岡団塊創業塾（原田理事長）が主催しており、静岡市内にあるシニアライフ支援センター「くれば」のプログラムに組み込まれている。

具体的な内容は、静岡県支部の専門委員会で講師、題目、年間の回数などを決定した。昨年度はテクノロジーカフェを5回開催、専門委員会の会議は通算7回、延べ40人が関わった。

令和3年度テクノロジーカフェ実績

日付	講師名	題目（内容）	参加者数
2021. 6. 18	松世麻理子会員 （情報工学）	「プログラミングって何？」	11人（一般5人）
2021. 8. 4	中村央会員（生物工学）	「新型コロナウイルスの生存戦略とワクチン」	13人（一般8人）
2021. 10. 14	小澤靖会員（機械） 大出宏幸会員（電気電子）	「IOT活用事例」	8人（一般2人）
2021. 12. 16	井辺博光会員（化学、上下水道、衛生工学、総監）	「世界の水事情と問題点及び今後の課題」	10人（一般4人）
2022. 2. 17	日高久芳会員（建設）	「熱海土石流から学ぶこと」斜面災害あれこれ（落ちる・崩れる・滑る・流れる）	15人（一般8人）
合 計			57人（一般27人）

b. 理科支援委員会

2021年度における小学校理科特別授業は、静岡県で3件、愛知県(静岡県講師)で1件実施した。

日付	学校名	講師	題目
2021. 7. 1	静岡県袋井市立今井小学校	角入一典	土の種類による液状化現象の違い
2021. 6. 10	静岡県浜松市立神久呂小学校	岡井政彦	モーターを作ってみよう
2022. 1. 16	静岡県掛川市立倉真小学校	岡井政彦	身の回りのもので電池を作ろう
2021. 12. 20	愛知県東海市名和小学校	吉田建彦	月の満ち欠け、月食

※1 静岡県の場合は講師の交通費や報酬は、山崎自然科学教育振興会が補助してくれている。

※2 中部4県では、学校側の要請次第では、県境を越えて講師が授業に赴くことがあり、今年は愛知県の小学校から静岡県講師に3件の要請があったものの、内2件はコロナ禍による緊急事態宣言による県境越えの自粛と学校側の都合によりキャンセルとなった。残り1件は吉田会員が実施した。

※3 浜松地域の理科支援ネットワークである浜松RAIN房には、中部4県で13件(うち静岡県支部は6件)の講座を登録しており、今年も1件の授業要請があった。なお、3月27日、愛知県知立市の「知立南小学校桜まつり」で、ものづくりや理科実験などのイベントが実施され、技術士会中部本部理科支援小委員会が6件の理科実験を行い、内1件は静岡県講師(吉田会員)担当した。

(4) 事業開発委員会

a. 静岡県関係への対応について

- 1) 経済産業部の出先機関である農林事務所が発注する電気設備等の鑑定を支援するため、農地局農地整備課からの電気関係技術士の推薦依頼を受け会員4名を推薦し対応した。  
大嶽陽一会員、岡井政彦会員、鈴木大介会員、鈴木敏弘会員の4名で対応した。  
交通基盤部建設支援局建設業課が所管する静岡県建設工事紛争審議会の委員については岩田良明会員が就任しているが該当案件はなかった。
- 2) 一般社団法人静岡県環境資源協会より静岡県創エネ・蓄エネ 技術開発推進協議会のコーディネーターの派遣依頼を受け岡井政彦会員が対応した。

b. 関係市町について

- 1) 牧之原市との包括協定 (2015年11月30日包括協定締結)  
2021年度は産業経済部より1件の助言依頼があり、静岡県支部助言チームの山之上誠会員、岩田良明会員、柴田達哉会員が対応した。  
協定締結以来、2021年度末で累計13件の技術支援を行ってきた。

c. その他

- 1) 静岡県中小企業団体中央会ものづくり支援センターからの補助金申請書類の技術審査依頼についてのべ34名の会員が審査を担当した。
- 2) 公益財団法人静岡県産業振興財団からの企業継承案件の技術評価に関する技術者の紹介依頼に対して、3案件に会員2名(小久保優会員、山下雄会員)を推薦し対応した。
- 3) 静岡県日中友好協議会  
「静岡県・浙江省経営管理養成講座」(2022/03/03)に講師の推薦依頼を受け会員2名が対応した。森一明会員、平野富夫会員の2名。

## (5) 広報委員会

### a. 会報の発行

会報の発行を行っている。2021年度は2回の発行となった。2021年5月までの発行回数は静岡県技術士協会から通算し第174号であり、日本技術士会中部本部静岡県支部となってからは第25号である。

### b. 会員メーリングリスト

支部会員向けのメーリングリスト（以下、ML）の運営を行っている。ML配信を希望する会員は事務局に申請することでMLの配信を受けることができる。

### c. 支部WEBページ

WEBページを活用し会員相互の情報共有を図るとともに広く情報発信を行っている。またTwitter、Facebookを活用した情報発信も行っている。

### d. 支部活動の情報発信

CPD講演会をはじめ防災委員会、理科支援委員会、各種研究会など支部活動の動向についても会報やWEBページ、MLを通じて情報提供した。

## 7. 研究会報告

### (1) 防災研究会（会長：吉田建彦）

- ① 7月31日、静岡県地震防災センターで行われた中部科学技術センター主催の「防災・減災ワークショップ」に防災委員会委員、防災研究会会員他有志7名が参加し、地震防災センターの防災グッズなどの説明を行った。
- ② 7月3日の熱海土砂災害のあと、被災者支援活動に県支部が加入している静岡県災害対策士業連合会の一員として県支部会員が支援活動に参加したので、「熱海土砂災害被災者支援活動報告書」を防災委員会と共同で作成し、県支部ホームページに記載した。又静岡県災害対策士業連絡会のコーディネーターである静岡県弁護士会の要請に対応し、県支部会員4名が12月22日現地視察に赴き、建築基準法第39条に定める危険立入禁止区域に隣接する住民の懸念（立入禁止区域にしてほしい旨）に理解を示した報告書を視察した4名で作成した。その後、当該報告書も「熱海土砂災害被災者支援活動報告書」に追加した。
- ③ 12月4日、支部会員対象に防災研修会を静岡市内で防災委員会と共同実施し、5名の会員が参加した。防災活動に携わっていない会員を対象に「県支部災害時支援活動計画」「台風19号&熱海土砂災害被災者支援活動報告書」「被災者現地支援活動基礎知識 Q&A 61問」などをテキストとした。

### (2) IoT研究会（会長：小澤靖）

会員数：7名

（小澤会長、三宅幹事、大出会員、土井会員、中村会員、岡井会員、伊賀氏（非会員・静甲株式会社））

目的：現在、あらゆる産業や人々の生活に活用されているIoTについて学び、社会への貢献を図るため各メンバーがテーマを持ち調査・研究を進める。

2021年度の会議開催実績：合計10回（ZoomによるWeb会議）

2021年4月～2022年3月：各1回、2021年1月は開催中止、3月は解散会

メンバーによる取り組み事例

#### 1) 家庭菜園への活用

家庭菜園におけるマイコンを用いたIoT活用による自動水撒きシステムを作成。2021年度は環境測定結果のSNS通知、育てている野菜のカメラ撮影機能追加、日照不足対策のLED照明導入などを行った。また土壌栽培から水耕栽培にシフトし、収穫効率が高まった。



2) 親の見守りへの活用

センサにより振動を検知し、枕の利用状況を遠隔地から見える化できるシステムの検討。2021年度は異常発生時に警告灯の発光と警報を鳴らす機能、およびメール通知する機能を追加した。また、本システムに名付けた「みまもりまくら」を商標登録出願した。

※IoT研究会は2022年3月をもって解散した。

(3) 小学校の理科特別事業としてのプログラミング教育研究会 (会長：岡井政彦) (休止中)

(4) オープンCAE研究会の産業研究会 (会長：小南秀彰) (休止中)

8. 日本技術士会中部本部の委員会報告

(1) 副本部長報告：(中部本部) 副本部長 加藤信之

役員会準備のため総務委員会、事務局会議を年6回、役員会を6回開催した。役員会1回を除きすべてオンラインで実施した。

主な活動内容は、理事会報告、地域本部長会議報告、統括本部委員会の決定事項報告である。具体的には、2020年度決算、2021年度予算の承認、2021年度日程調整(中部本部委員会と4県支部行事の調整)等を行った。

(2) 倫理委員会：委員 吉田建彦・馬淵大幾

① 倫理委員会では、技術者の倫理実践力向上のため「倫理実践力開発普及会」を中部本部内に設立することを決めた。年4回程度の例会による相互研鑽や特定テーマのプロジェクトチームによる開発などを想定し、2022年春から活動する。すでに静岡県の4名を含む37名が応募登録されている。

② 2月度倫理委員会セミナーでは、静岡県の馬淵会員が「三十三間堂美談の裏と地面師被害企業の真相」と題する発表を行った。

(3) 企画委員会：委員 牧野好秀・長嶋滋孔

企画委員会を8回開催、コロナ禍のため、日本弁理士会東海会との共同研究会は中止となったが、中部本部の年次大会と新合格者説明会を企画しオンラインで開催した。

2022年度の新合格者説明会および年次大会は、ライブとTeamsのどちらかで開催すべく準備中で、コロナの感染状況を見ながらどちらかに決める予定としている。

(4) 研修委員会 (CPD小委員会)：委員 中村央

委員として以下2回の講演会の企画・運営を担当した。

秋季講演会：2021年9月4日 ウィンクあいち (会場 名古屋市) からWEB配信

演題：「技術士の更なる活性化と評価度向上のために」

内容：平田本部長と小方(機械)、水野(電気電子)、平澤(建設)の各幹事を交えて、技術士会の課題と今後の対応についてパネルディスカッション

冬季講演会：2021年12月4日 安保ホール (会場 名古屋市) からWEB配信

演題：「光通信で使用する最先端ハードウェア」

上智大学 高橋浩教授

演題：「トヨタ生産方式によるサービス業の生産性向上」  
(株)経営技術研究所 代表取締役 藤井春雄氏

(5) **修習技術者支援委員会：委員 森一明**

2022年2月19日に修習技術者研究業績発表会が初めてWEBにて開催された。講演論文集第8巻を編集発行し、優秀な発表論文を表彰した。

静岡県からは静岡理科大学機械工学科野崎研究室の鈴木晴空さんが「小型無人航空機用可変ピッチ・プロペラ機構の研究開発」で総合第1位優秀賞を得た。

(6) **試験業務支援委員会：委員 中村央**

試験問題の管理、試験関係業務を担うNEXAから派遣される試験監督員の業務指導などを実施。

(7) **社会貢献委員会（防災支援小委員会）：委員 馬淵大幾・山之上誠**

中部本部防災小委員会において、静岡県支部の活動を報告した。熱海市の土石流災害に関する活動内容を中心に報告した。

(8) **社会貢献委員会（理科支援小委員会）：委員 吉田建彦・小泉雅弘**

小学校における理科特別授業は名古屋市1件、愛知県13件、岐阜県2件、静岡県3件、合計19件であった。例年実施している理科授業講演会はコロナ禍の為実施を見送った。

その他、愛知県知立市の「ナスもルラボ講座」、名古屋市の「環境学習講座」、愛知県知立市の「知立南小桜まつり」の教育イベントにも参加した。知立南小桜まつりの教育イベントでは、理科支援小委員会からの6名の会員が6件の理科題目を披露し（うち1件は静岡県の吉田会員）、児童115名、保護者50名が見学に来場し盛況であった。

(9) **広報委員会：委員長 岡井政彦、委員 中山久仁厚**

広報委員会は中部本部の広報に関する事項を担当した。日本技術士会統括本部（東京）の【月刊「技術士」】の掲載記事の執筆者人選を担当し、2021年度は中部本部から5名の執筆者を推薦した。さらに中部本部広報誌【技術士“ちゅうぶ”】（半年報 2021.9月（第8号）、2022.3月（第9号））を編集・発刊した。

(10) **よろず科学技術相談所：会員 吉田建彦**

現在21名の会員で運営している。2021年度は外部機関からのカリキュラム案作成要請等が5件、また冊子「車ができるまでの主工程」の作成に取り掛かっている。

※※※※※※※※※※※※※※※※

# 決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※

第 16 期

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月 31日

統合会計（地域組織）

一般会計

静岡県支部

## 貸借対照表

2022年 3月31日現在

統合会計（地域組織）  
一般会計

静岡県支部  
(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,632,605	1,276,408	356,197
普通預金	1,632,605	1,276,408	356,197
流動資産合計	1,632,605	1,276,408	356,197
資産合計	1,632,605	1,276,408	356,197
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	1,632,605	1,276,408	356,197
正味財産合計	1,632,605	1,276,408	356,197
負債及び正味財産合計	1,632,605	1,276,408	356,197

## 収支計算書

2021年 4月 1日から2022年 3月31日まで

統合会計（地域組織）  
一般会計

静岡県支部  
(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[ 330,000]	[ 159,338]	[ 170,662]
自主事業収入	( 330,000)	( 159,338)	( 170,662)
参加費収入	200,000	0	200,000
各種資料等頒布収入	0	5,500	△ 5,500
外部依頼管理収入	130,000	153,838	△ 23,838
地域組織収入	[ 780,000]	[ 602,507]	[ 177,493]
地域組織活動費収入	450,000	450,000	0
地域組織活動補助費収入	( 330,000)	( 152,507)	( 177,493)
講演会・見学会開催補助費収入	330,000	152,507	177,493
雑収入	[ 190,000]	[ 200,000]	[△ 10,000]
協賛金収入	190,000	200,000	△ 10,000
事業活動収入計	1,300,000	961,845	338,155
2. 事業活動支出			
事業費支出	[ 1,120,000]	[ 605,648]	[ 514,352]
事業広報費	( 90,000)	( 108,594)	(△ 18,594)
会誌印刷費	60,000	63,186	△ 3,186
インターネット運用費	20,000	38,858	△ 18,858
その他の広報活動費	10,000	6,550	3,450
普及啓発費	( 50,000)	( 35,000)	( 15,000)
関係団体会費	50,000	35,000	15,000
研鑽費	( 480,000)	( 225,413)	( 254,587)
講演会・見学会開催費	480,000	225,413	254,587
業務推進費	( 500,000)	( 236,641)	( 263,359)
賃金	50,000	55,685	△ 5,685
会議費	30,000	0	30,000
旅費交通費	120,000	95,520	24,480
通信運搬費	50,000	12,430	37,570
消耗品費	10,000	0	10,000
印刷製本費	50,000	8,000	42,000
各種会合費	50,000	25,560	24,440
地域委員会活動費	80,000	0	80,000
雑費その他	60,000	39,446	20,554
事業活動支出計	1,120,000	605,648	514,352
事業活動収支差額	180,000	356,197	△ 176,197
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			

科 目	予算額	決算額	差 異
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	0		0
当期収支差額	180,000	356,197	△ 176,197
前期繰越収支差額	889,000	1,276,408	△ 387,408
次期繰越収支差額	1,069,000	1,632,605	△ 563,605

### 財産目録

2022年 3月31日現在

統合会計（地域組織）  
一般会計

静岡県支部  
（単位：円）

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	預金	普通預金	1,632,605
		静岡/ゆうちょ銀行	1,632,605
流動資産合計			1,632,605
資産合計			1,632,605
正味財産			1,632,605

その他

（公社）日本技術士会中部本部静岡県支部は2015年に発足したが、それまで50年間は静岡県技術士協会として活動してきた。静岡県技術士協会から引き継いだ財産目録を下記に示す。

### 財産目録

2022年4月24日現在

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額（円）
(流動資産)	預金	普通預金 静岡銀行磐田支店	1,721,052
		定期預金 静岡銀行磐田支店	400,000
流動資産合計			2,121,052
資産合計			2,121,052
正味財産			2,121,052

## 第2号報告 2022年度事業計画並びに収支予算

### 1. 事業推進の方針

#### (1) 基本方針

- ・コロナ禍、ポストコロナ禍に向けた活動方法の変革（CPDイベント、その他）
- ・技術士の社会へのアピール
- ・地域社会への貢献

毎年掲げているが、コロナ禍がきっかけとなって活動のデジタル化への変換が急速に進んでいる。CPD例会などは世界中どこからも参加できることが求められてきているが、県支部もこれに乗り遅れることなく対応していく必要がある。例えばイベントのデジタル化だけでなく、講演内容や参加者などの情報セキュリティにも注意し、安心安全なイベントを推し進めていく。このことは、同時に、ホームページの充実などで社会へ技術士の存在をアピールすることにもつながっている。また、防災支援活動は地域社会に貢献すべく、積極的に参加していく。

#### (2) 活動の概要

##### ・CPD活動

講演会参加者アンケートの内容を踏まえ、CPDの年間計画を作成して実行していく。

##### ・防災活動

1. 静岡市との「災害協定」を中身の濃い活動に展開継続する。
2. 発災時に被災者支援活動が円滑に行えるよう防災支援員の拡充をはかる。
3. 静岡県地震防災センター等と協業して、「防災・減災ワークショップ」等に参画する。
4. 2021年7月3日に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害の被災者支援活動を、静岡県災害対策士業連絡会と連携して継続する。
5. 牧之原市との「公共土木施設のマネジメントに係わる技術的助言に関する包括協定」および静岡県交通基盤部との「大規模災害時における相談業務に関する合意書」に基づき、技術士会としての支援のあり方について研究を深化させる。
6. 災害時の緊急連絡方法を検討する。

##### ・事業開発活動

静岡県経済産業部農地局及び交通基盤部の電気通信設備及び電気設備の鑑定・検査の実施に関わる会員の紹介、静岡県建設工事紛争審議会の委員推薦、静岡県建設技術監理センターなど関係部署との情報収集継続。静岡県産業振興財団とは企業評価に関連して、また静岡県ものづくり支援センターとはものづくり補助金の審査に、引き続き会員を派遣できるよう情報交換を継続する。

静岡県日中友好協議会を通じての中国浙江省の企業支援の依頼については、必要に応じ、当会の海外活動支援委員会や中部本部ならびに管内支部へも情報発信するが、相手先のニーズなどを良く調査、研究したうえで対応する。

##### ・社会貢献活動

技術士の知名度を広めるため一般市民へ技術の話題を分かりやすく紹介するテクノロジーカフェの取り組みは継続する。会員の経験した技術を発表する機会であり、活発な活動になることを期待する。

小学校における理科特別授業は、今年も中部本部4県の活動の一環として行う予定である。4月には中部本部の講座一覧を県教育委員会に提出し、当該講座の中から小学校が選択した授業を行うことになる。一昨年度6年生に始まった理科のプログラミング教育にも対応できる講座・講師も整えてある。

・広報活動

引き続き、1)会報の発行、2)会員メーリングリスト、3)支部WEBページ、4)支部活動の情報発信を行う。これらのうち、3)支部WEBページは本年度中のWEBページの刷新を予定している。現在WEBページのデザイン、掲載内容等を調査中である。また、4)情報発信についても、発信頻度の向上および多チャンネル化を図る。

## 2. 事業計画

### (1) 年次大会

日 時：2022年6月4日（土）13：30～16：00

場 所：コロナ感染症の拡大により静岡県男女共同参画センター「あざれあ」及びオンラインを併用し開催

報 告：2021年度事業・決算、2022年度事業計画・予算

記念講演：「持続可能な未来の地域社会にむけた社会インフラのデザイン  
～静岡大学「未来の社会インフラデザイン研究所」の設立と展望」

講 師：静岡大学 防災総合センター 准教授  
静岡大学 未来の社会インフラデザイン研究所 所長  
原田賢治氏

### (2) 例会等の開催予定

- |               |                |                                |
|---------------|----------------|--------------------------------|
| ① 第1回例会（年次大会） | 2022年6月4日（土）   | 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」及びオンライン併用開催 |
| ② 県支部新合格者説明会  | 2022年6月25日（土）  | 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」            |
| ③ 第2回例会       | 2022年 8月20日（土） | オンライン開催                        |
| ④ 第3回例会       | 2022年10月22日（土） | オンライン開催                        |
| ⑤ 見学会         | 2022年11月26日（土） | コロナの状況を踏まえ開催                   |
| ⑥ 第4回例会       | 2022年12月10日（土） | オンライン開催                        |
| ⑦ 第5回例会       | 2023年 2月18日（土） | オンライン開催                        |

### (3) 技術士会会員拡大に向けて

静岡県支部合格者説明会

開催目的：技術士試験合格者を招き日本技術士会への入会への働きかけと支部活動の取り組みを情報提供するため合格者説明会を開催する。

開催日時：2022年6月25日（土） 13:00～15：00

場 所：静岡県男女共同参画センター「あざれあ」

出席者：合格者、静岡県支部会員

### (4) CPD活動の活性化

委員会は、例会・見学会を開催しできるだけ多くの技術士に自己研鑽の場を提供する。

a. 2022年度の例会は次により行う。

- ① 講演者に了承を得た上で、Zoomを使ったオンライン講演会とする。
- ② 例会参加費は会員 1000円、会員外 1,500円とする。
- ③ Zoomについては、事務局のアカウントを使用し、参加者が 100名を超える恐れがある場合は、追加料金を払って対応する。
- ④ 講師謝礼については次のとおりとする。  
内部講師 10,000円（正会員）  
外部講師 30,000円（技術士を除く会員以外の専門家）



上記謝礼については概ね90分の講演の場合とし、それ以外の場合は適宜調整する。

- ⑤ 参加申込の受付は、技術士会ホームページの行事新申込システム（会員）及び Pass Market（会員外）とする
- ⑥ 例会参加者にはCPD行事参加票を発行する。（参加者名簿を作成する）
- ⑦ ウェブ講演会への参加者には中部本部が定めた「オンライン講演会参加に関する規約」を遵守を求める
- ⑧ 例会（講演会）の開催についてはホームページやメールを活用し、できるだけ多くの方々に周知していく

## (5) 研究会

### a. 防災研究会（会長：吉田建彦）

例年と同じく、7月30日静岡県地震防災センターで行われる公益社団法人中部科学技術センター主催の「防災・減災ワークショップ」に有志で参加する予定である。

また発災時には、静岡県災害対策士業連絡会の呼びかけに最大限応じ被災者支援活動を行っていくが、技術士の立場からは復興活動には力を発揮できるものの被災者の生活支援になかなか結び付かず、どのような支援の仕方が必要なのかなど検討を続ける。発災時の緊急時の連絡方法も研究する。

### b. 小学校の理科特別事業としてのプログラミング教育研究会（会長：岡井政彦）

2020年度から新たに「小学校の理科特別授業としてのプログラミング教育研究会」を立ち上げたが、新型コロナウイルス感染の影響により、活動を一時停止している。

### c. オープンCAE研究会の産業活用研究会（会長：小南秀彰）（休止中）

## (6) 防災委員会（委員長：馬淵大幾）

熱海市伊豆山地区の土石流災害の支援活動を継続するとともに、静岡県災害対策士業連絡会との連携をさらに強化し、活動内容の深化を図る。また、各行政機関との協定に基づく活動について、行政機関との交流を重ね内容を深化させる。さらに、自治会防災活動、小学校における防災教育、静岡県地震防災センターと協業した活動等へ参画する。合わせて、防災支援員の拡充を継続する。

## (7) 社会貢献委員会

### a. テクノロジーカフェ（委員長：山之上誠）

昨年度同様に開催は2か月に1回を基本に行なう。感染症対策を考慮して、暫くは、オンライン（Zoom方式）とシニアライフ支援センターのハイブリッドで開催される。NPO静岡団塊創業塾の会員と当支部の会員が同時に参加できる仕組みとなるが、主催者側は、静岡市内のシニアライフ支援センターに会員が参集しその他参加者はオンライン参加するハイブリッド形式となる。

活動については、テクノロジーカフェ専門員会議にて講演の講師、題目、年間の回数などを決定していく。聞き手は、男女ともシニア層が多く分かりやすく説明することがポイントとなる。テクノロジーカフェの存在価値を高めるためにもこの課題に対応していきたい。

令和4年度のテクノロジーカフェ計画

日付	講師名	題目（内容）	参加者数
4月14日	水上友人会員 （化学）	「古参だけど新素材」～循環型社会実現の切り札セルロースナノファイバー～	11人（一般5人）

以下、開催日時及び講師は未定であるが、テクノロジーカフェは、2か月に1回の開催とする。

### b. 理科支援委員会（委員長：吉田建彦）

日本技術士会中部本部理科支援小委員会の一員として、小学校における理科特別授業その他教育イベントに積極的に参画予定である。

**(8) 事業開発委員会 (委員長：土井俊幸)**

・ 静岡県

経済産業部農地局及び交通基盤部の電気通信設備及び電気設備の鑑定・検査の実施に関わる会員の紹介、同じく建設支援局への建設工事紛争審議会委員の派遣を継続する。

・ 牧之原市他関係市町

牧之原市との「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」については、2015年11月30日に協定締結以来、のべ13件の助言依頼、技術研修会を3回実施した（昨年度は技術支援1件）。

市職員からの技術に関する助言依頼は減る傾向にあり、昨年度は助言依頼がなかった。しかし、市長を含め市関係者との日頃の情報交換などを今後も継続する。

関係市町からの技術支援要請には、牧之原市を例にアプローチしやすい環境にある。事業開発を進めるうえで県支部会員からの情報も活用していく。

・ その他受託業務

静岡県中小企業団体中央会内ものづくり支援センターと技術士会の関係は中小企業の事業遂行への補助金申請における技術審査であり、中小企業の育成に寄与することから審査の受託を継続する。

静岡県産業振興財団の企業継承案件の技術評価に関する技術員派遣依頼に対しても、相手先との情報交換を継続する。

・ 中国浙江省との交流

今後も静岡県日中友好協議会とも情報を共有し、中国浙江省への技術支援を継続する。

**(9) 広報委員会 (委員長：水野俊兵)**

引き続き、1)会報の発行、2)会員メーリングリスト、3)支部WEBページ、4)支部活動の情報発信を行う。これらのうち、3)支部WEBページは本年度中のWEBページの刷新を予定している。現在WEBページのデザイン、掲載内容等を調査中である。また、4)情報発信についても、発信頻度の向上および多チャンネル化を図る。

公益社団法人 日本技術士会 中部本部静岡県支部 2021 年度決算, 2022 年度予算(案)

(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科目	2021 年度決算	2022 年度予算 (案)
I 事業活動収支の部		
1 事業活動収入		
(1) 事業収入(参加費, 業務幹旋料など)	159	280
(2) 雑収入(協賛会員年会費など)	200	*1 190
(3) 地域組織活動費収入(活動補助費)	450	450
(4) 地域組織活動補助費収入(講演会, 見学会補助費)	153	530
事業活動収入計 (A)	962	1,450
2 事業活動支出		
(1) 事業費		
①事業広報費(インターネット運用費, 会誌郵送費など)	109	150
②普及啓発費(関係団体会費など)	35	40
③研鑽費(講演会, 見学会開催費など)	225	620
④海外交流費(国際交流費(中国))	0	*2 0
⑤業務推進費(各種会合費, 旅費交通費, 通信運搬費など)	237	600
⑥雑費その他	39	40
事業活動支出計 (B)	645	1,450
当期収支差額(事業活動収支差額) (A) - (B)	317	0

\*1 1-(2) : 1 口会員 12 社、2 口会員 4 社からの協賛会員年会費を見込む。

\*2 2-(1)-④ : 海外交流費(国際交流費) を、⑤業務推進費の雑費その他に変更した。(統括本部の指示のため)

第3号報告 県支部役員体制・協賛会員(2021年度・2022年度)

支部役員は、下記の体制とする。

(敬称略)

役 職		氏 名	
中部本部 (太字は中部 本部幹事) ※は委員長	副本部長	加藤信之	
	中部本部幹事	山之上誠・岡井政彦・牧野好秀	
	総務委員会	加藤信之・岡井政彦・松世麻理子	
	倫理委員会	吉田建彦・馬淵大幾	
	企画委員会	牧野好秀・長嶋滋孔	
	教育促進小委員会	吉田建彦・馬淵大幾	
	研修委員会 (CPD 小委員会)	中村央(2021 年度)、加藤信之(2022 年度)	
	独立技術士交流委員会	五味道隆	
	修習技術者支援委員会	森一明	
	試験業務支援委員会	中村央(2021 年度)	
	広報委員会	岡井政彦※・中山久仁厚	
	社会貢献委員会 (防災支援小委員会)	馬淵大幾・山之上誠	
	社会貢献委員会 (理科支援小委員会)	吉田建彦・小泉雅弘	
静岡県支部 幹事	支部長	加藤信之	
	副支部長 (広報)	水野俊兵	
	副支部長 (防災)	馬淵大幾	
	副支部長 (事務局長)	松世麻理子	
	事務局補佐	小泉雅弘・(須永浩介)	
	会計幹事	小澤靖	
	会計補佐	鈴木敏弘	
静岡県支部 委員会幹事 ( )は委員 として参画	CPD 委員会	牧野好秀※・内藤克巳・平野忠幸・小澤靖・土井俊幸	
	広報委員会 (メーリングリスト管理を含む)	水野俊兵※・中村央(2021 年度)・松世麻理子	
	防災委員会	馬淵大幾※・角入一典・山之上誠・吉田建彦(柴田達哉)	
	社会貢献委員会	テクノロジーカフェ	山之上誠※・鈴木敏弘・吉田建彦・角入一典・岩田良明・岡井政彦
		理科支援委員会	吉田建彦※・小泉雅弘・角入一典
事業開発委員会	土井俊幸※・小澤 靖・岩田良明・平野忠幸 山之上誠・岡井政彦・吉田建彦		
静岡県支部地 区担当	東部担当	土井俊幸○・平野忠幸・(山崎宣良)	
	中部担当	松世麻理子○・小澤靖・内藤克巳	
	西部担当	馬淵大幾○・小泉雅弘・森一明・(須永浩介)	

※中部本部の所属委員会の委員については中部本部との調整の中で今後変更の可能性あり

※は各委員会の委員長 ○：地区責任者

## 外部団体との窓口

関係団体名称	窓口担当者
中小企業診断士協会	事務局
静岡市	事務局
牧之原市	山之上誠
静岡県	事務局
山崎自然科学教育振興会	吉田建彦
浜松 RAIN 房	吉田建彦
静岡団塊創業塾	山之上誠
静岡商工会議所（技術評価）	事務局
静岡県災害対策士業連絡会	事務局

## 協賛会員（企業）一覧

2022年4月現在 16社

（敬称略）

会社名	役 職	代表者氏名	住 所
(株) 共和コンサルタント	代表取締役社長	杉本洋	浜松市
(株) 建設コンサルタントセンター	代表取締役社長	小田秀昭	静岡市
太洋電機 (株)	代表取締役会長	齋藤智	静岡市
(株) 日本地理コンサルタント	代表取締役社長	山田巧	静岡市
(株) 東日	代表取締役社長	芹澤秀樹	沼津市
(株) 中部総合コンサルタント	代表取締役社長	豊田哲也	浜松市
吉田測量設計 (株)	代表取締役社長	石野直之	浜松市
昭和設計 (株)	代表取締役社長	山村卓道	静岡市
(株) 蓮池設計※	代表取締役社長	蓮池康彦	浜松市
不二総合コンサルタント (株) ※	代表取締役社長	牧田敏明	浜松市
(株) フジヤマ※	代表取締役社長	藤山義修	浜松市
大鐘測量設計 (株)	代表取締役社長	塚本好明	島田市
服部エンジニアリング (株) ※	代表取締役社長	服部剛明	静岡市
静岡コンサルタント(株)	代表取締役社長	森崎祐治	三島市
富士設計 (株)	代表取締役	小野寺久子	富士宮市
小林電気工業株式会社	代表取締役社長	小林克也	沼津市

※は2口加入の会員

2022年3月に小林電気工業株式会社様が新規に協賛会員に入会されました。

## その他報告

今年1月、中村様様の訃報に接した際には静岡県支部役員一同驚きました。  
中村様の日本技術士会への功績は、今後の発展に大きく寄与すると確信しております。  
改めて中村様に感謝の意を表すとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

公益社団法人日本技術士会 中部本部 静岡県支部 支部長 加藤信之

## 部外との協定及び加入団体の概要

### ①静岡県支部が結んでいる協定

支部では、静岡県、静岡市等の外部の5団体と下記の協定を結んでいる。以下に協定の概要を記述する。

#### 1. 「中小企業等への支援に関する覚書」 中小企業診断士協会 2009年5月7日（参考－1）

静岡県技術士協会（現（公社）日本技術士会中部本部静岡県支部）と（社）中小企業診断協会静岡県支部（現（一社）静岡県中小企業診断士協会）が、関係する中小企業等に対する支援を協力して行うための基本覚書

#### 2. 「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」 静岡市（参考－2）

静岡市と2010年6月29日協定を締結、2016年3月21日 静岡県技術士協会から（公社）日本技術士中部本部静岡県支部へ組織名称変更に合わせて再締結  
静岡市内の大規模災害発生時（地震災害を想定）における市民への復興まちづくりに対し助言を行うことを内容とした協定

#### 3. 「技術評価に関する協定書」 静岡商工会議所 （2012年9月3日）（参考－3）

静岡商工会議所が行う中小企業等に対する事業引継ぎ支援に係る事業における企業提携の可能性の検討のために、技術士会が中小企業等の技術評価を行う専門家技術士の推薦を依頼することに関する協定

#### 4. 「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」 牧之原市 （2015年11月30日）（参考－4）

牧之原市が管理している公共土木施設が自然災害等で被災し大規模改修が必要となったとき、若しくは各事業実施時における様々な課題やニーズに対し、機動的かつ的確に対応するために、豊富な経験と高度な知識を有する技術士が、専門的な立場からの助言や広い知見からの情報・ノウハウを提供することを目的とする。

#### 5. 「災害時における相談業務に関する合意書」 （2018年12月25日）（参考－5）

会員として参加している静岡県災害対策士業連絡会と静岡県と災害時の支援についての合意書を締結

#### 6. 「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」 （2019年3月18日）（参考－6）

静岡県内で大規模な災害が発生した場合、県及び政令市を除く市町の被災箇所の復旧に対する助言

を目的に静岡県交通基盤部長と静岡県支部長が協定締結

#### 7. 「技術評価に関する協定書」(2021年6月14日) (参考-7)

静岡県産業振興財団より、静岡県事業引継ぎ支援センターで行われている協定内容について、今後は財団と県支部とで協定を結び技術評価を行いたいとの要望があり締結

### ②加入している団体

#### 1. 静岡県災害対策士業連絡会

2016/8/1入会。県内での大規模災害発生時における支援に向けて、県内の下記士業団体とゆるやかな連携を組み準備している。静岡県災害対策士業連絡会の構成団体は下記のとおりである。

静岡県弁護士会、日本公認会計士協会東海会静岡県会、(公社)静岡県建築士会、静岡県土地家屋調査士会、静岡県社会保険労務士会、(公社)日本技術士会中部本部静岡県支部、(公社)日本建築家協会東海支部静岡地域会、一般社団法人静岡県建築士事務所協会、静岡県行政書士会、(公社)静岡県不動産鑑定士協会、静岡県司法書士会、東海税理士会静岡県支部連合会

年会費 50,000円

(当面の間年会費の徴収を行わない：2020年度静岡県災害対策士業連絡会理事会決定)

#### 2. 静岡県環境保全協会

2015/4/1入会。快適な生活環境の確保に寄与することを目的として、環境汚染防止に係る研究並びに知識の交流・技術普及向上活動に対して、賛助会員として参画している。

賛助会員年会費 30,000円

#### 3. (特定非営利活動法人) 静岡団塊創業塾

2015年1月入会。静岡団塊創業塾の法人会員として中高年世代への、「繋がり」「学び」活動の一端を応援。静岡団塊創業塾が運営する静岡市内のシニアライフセンター「くれば」を会場として、月に1回テクノロジーカフェ(技術士が市民に向けて情報発信)を実施している。

法人会員年会費 5,000円

## 中小企業等への支援に関する覚書

静岡県技術士協会（以下 甲という）と社団法人中小企業診断協会静岡県支部（以下乙という）は、関係する中小企業等に対する支援を協力して行うため、以下のとおり、基本覚書を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、地域の中小企業等に対する支援に関し、相互に協力・連携することにより、円滑かつ有効な支援を行い、対象企業の振興及び地域産業の発展に寄与することを目的とする。

### （支援要請等への対応及び協力依頼）

第2条 甲及び乙のいずれかから、支援要請・協力依頼等の申し出があったときは、双方とも対応可能な範囲で自己の責任において、誠意をもって速やかに対応するものとする。また、日頃の情報交換はもとより、オープンなセミナー（甲乙の会員以外も参加できるもの）の相互連絡と相互参加、双方の研究会どうしの交流などについて、可能な限り協力して行っていくものとする。

### （秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本覚書に基づく行為により知り得た業務上の企業情報などについて、当該企業の支援目的以外の使用また漏洩は、一切してはならない。

### （覚書の期間）

第4条 本覚書の期間は、本覚書締結の日から、甲または乙のいずれかから本覚書解消の申し出またはその指定があった日までとする。

### （協議解決）

第5条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度誠意をもって協議し、解決するものとする。

2009 年 5 月 7 日

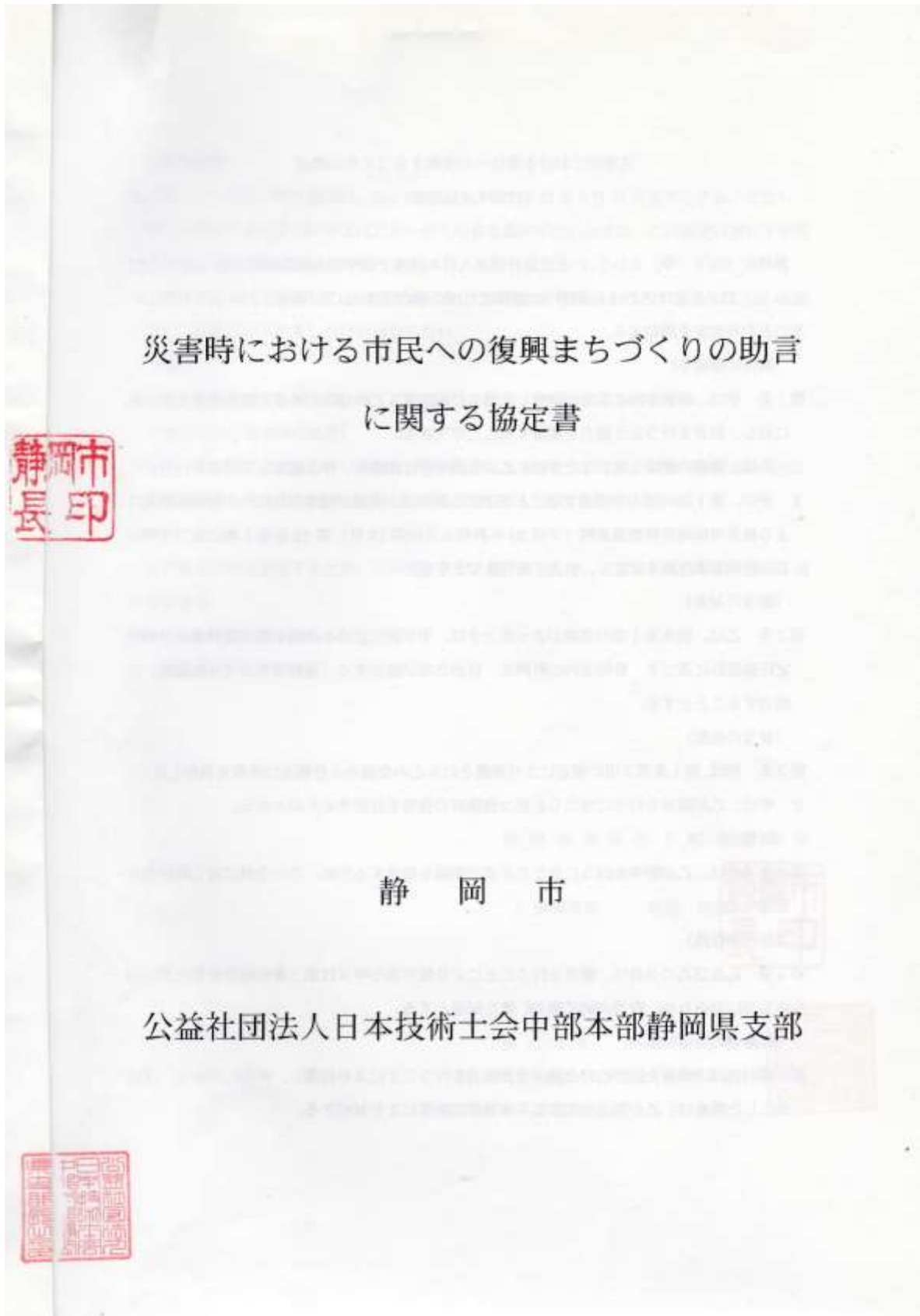
甲 静岡市駿河区池田2316-2  
静岡県技術士協会

会長 吉澤 淳

乙 沼津市北高島町19-5  
社団法人中小企業診断協会静岡県支部

支部長 菊間 範明





災害時における市民への復興まちづくりの助言  
に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下「乙」という。）は、災害時における市民への復興まちづくりの助言（以下「助言」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（助言の要請等）

第1条 甲は、静岡市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、助言を行うよう協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して助言を行う。

3 甲が、第1項の協力を要請することができる期間は、災害が発生した日から静岡市震災による被災市街地復興整備条例（平成20年静岡市条例第16号）第12条第1項に基づき甲が都市復興基本計画を策定し、公表する日までとする。

（助言の対象）

第2条 乙は、前条第1項の要請があったときは、甲が別に定める静岡市都市復興基本計画策定行動指針に基づき、静岡市内の町内会、自治会等が設立する「復興まちづくり協議会」に助言することとする。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣される乙の会員の人件費及び旅費を負担しない。

2 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会）

第4条 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な知識を提供するため、乙の会員に対し研修会を開催する。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、助言を行うことにより知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。助言の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、助言を行う乙の会員が当該助言を行うことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。



(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(細目)

第8条 助言に関する細目は、甲、乙協議の上、別途、甲が定めるものとする。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成28年3月21日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 田辺 信宏



静岡県沼津市大岡2240番16号

株式会社 東日内（事務局）

乙 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

支部長 山下 久吉



## 技術評価に関する協定書

静岡商工会議所（以下、「甲」という）と、静岡県技術士協会は（以下、「乙」という）は、甲が行う中小企業等に対する事業引継ぎ支援に係る事業における企業提携の可能性の検討（以下、「企業提携の可能性の検討」という）のために、甲が乙に中小企業等の技術評価（以下、「本業務」という）を行う専門家技術士推薦を依頼するにあたり、以下の通り協定（以下、「本協定」という）を締結する。

### （定義）

第1条 本契約において「企業提携」とは、以下の方法をいう。

- （1）法人の合併
- （2）株式または出資持分の移転（移転の方法は問わない）
- （3）事業を含む法人の資産の譲渡・譲受
- （4）資本参加

### （専門家技術士推薦依頼から確定までの流れ）

第2条 別紙添付書類1「静岡県技術士協会との連携フロー」に従う。

- ① 甲は企業名を伏せた様式1「企業情報（譲渡企業）」を乙に送付する。
- ② 乙は当該業務に適する技術士（以下「専門家技術士」という）を選定・打診し、受諾されれば、その旨甲に通知する。  
受諾する技術士がない場合でも、乙はその旨を甲に通知する。

### （甲と専門家技術士の活動）

第3条 別紙添付書類1及び様式2、3、4、5に従う活動を行う。

- ① 甲は様式2「事業引継ぎ支援センター専門家依頼書」、様式3「承諾書」を専門家技術士に送付する。
- ② 専門家技術士は様式3「承諾書」に所用事項を記入し甲に送付する。
- ③ 専門家技術士は本業務を行い、様式4「専門家相談実施報告書」及び様式5「M&A技術評価書」を作成し、甲に提出する。
- ④ 甲は専門家技術士の提出した様式4及び5を確認し、翌月末までに専門家技術士に所定の報酬を口座振込にて支払う。

### （機密保持）

第4条 甲、乙及び専門家技術士は本業務に関連する情報については、平成24年 月 日付秘密保持契約書に定める通り、業務中も業務終了後も第三者に漏らさない義務を負う。

(M&A技術評価書の使用制限)

第5条 甲は専門家技術士が作成した様式5「M&A技術評価書」を甲の内部における企業提携の可能性の検討のみに使用し、専門家技術士の事前の承諾なく第三者への開示等は行わない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日より1年間とし、有効期間満了までに何れの当事者からも解約の申出がない場合は、更に1年間延長し、以後も同様とする。

2 甲または乙は、相手方に対して1ヵ月前までに書面により申し入れをすることにより、相手方に対して本契約を解除することができる。

(その他協議事項)

第7条 本協定に定めなき事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名及び押印の上各1通を保有する。

平成24年 9月 3日

(甲)

静岡県静岡市葵区黒金町20番地のS  
静岡商工会議所  
会頭 後藤 康雄



(乙)

静岡県磐田市一言2868-4  
株式会社共和コンサルタント 磐田事業所内  
静岡県技術士協会  
会長 吉田 建彦



# 秘密保持契約書

静岡商工会議所（以下、「甲」という）と、静岡県技術士協会（以下、「乙」という）は、平成24年9月3日付技術評価に関する協定書に定める専門家技術士（以下、「専門家技術士」という）の推薦（以下、「本業務」という）のために相互に提供する情報、資料等に関し、以下の通り秘密保持契約（以下、「本契約」という）を締結する。

## （定義）

第1条 本契約において「秘密情報」とは、甲及び乙が、相手方より入手した書面、電子メール、電磁的記録、口頭及び物品等による一切の情報をいう。ただし、以下の情報は含まない。

- （1）相手方から開示されたときに、既に公知であった情報
- （2）相手方から開示されたときに、第三者に守秘義務を負うことなく既に保有していた情報
- （3）正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報
- （4）開示を受けた者の故意または過失を原因とせず公知となった情報

## （秘密保持）

第2条 甲及び乙は、秘密情報につき厳に秘密を保持し、本業務の遂行上必要な場合においてのみ秘密情報を使用するものとし、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本業務の遂行上開示が必要となる役職員（甲の場合は、静岡県事業引継ぎ支援センターの職員。静岡県事業引継ぎ支援センターとは産業活力再生特別措置法第41条の規定に基づき、認定支援機関たる甲が事業引継ぎ支援に特化した支援業務部門として設置した事業引継ぎ支援センターをいう。乙の場合は、会長及び専務理事。なお、役職員にはパート等非正規雇用の職員を含む。）及び専門家技術士に対してのみ、必要な範囲において秘密情報を開示できるものとし、この場合当該役職員及び専門家技術士に対し、本契約に基づく秘密保持義務を遵守させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、裁判所もしくは行政上の命令または法令により開示を強制される場合には、甲及び乙は、本契約上の責任を負担することなく、秘密情報を開示することができる。

## （秘密情報の返還）

第3条 甲及び乙は、相手方より要請された場合、第4条の規定により本契約が終了した場合は、本契約に基づき相手方から提供または開示された一切の秘密情報（複製したものを含む）を速やかに返還するものとする。また、性質上返還になじまない秘密情報については、開示者の同意を得て、消去その他の方法で再利用できないようにする。

- 2 甲は、乙から提供された秘密情報のうち、甲の長及び関東経済産業局ならびに中小企業事業引継ぎ支援全国本部（各認定支援機関における事業引継ぎ支援に係る中小企業再生支援協議会事業を側面的に支援する全国的な組織をいう）への報告書等の提出において必要とされる秘密情報については、第1項の規定にかかわらず、引き続き保有できるものとする。
- 3 乙は、甲から提供された秘密情報について、協会内記録として残す必要がある場合等、合理的理由がある場合には第1項の規定にかかわらず、引き続き保有できるものとする。

（有効期間）

第4条 本契約の有効期間は、本契約締結日より1年間とし、有効期間満了までに何れの当事者からも解約の申出がない場合は、更に1年間延長し、以後も同様とする。

- 2 甲または乙は、相手方に対して1ヵ月前までに書面により申し入れをすることにより、相手方に対して本契約を解除することができる。

（契約終了後の秘密保持）

第5条 本契約に基づく秘密保持契約は、本契約の終了後も継続する。

（その他協議事項）

第6条 本契約に定めなき事項または本契約の解釈につき疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名及び押印の上各1通を保有する。

平成24年 9月 3日

（甲）

静岡県静岡市葵区黒金町20番地の8

静岡商工会議所

会頭 後藤康雄



（乙）

静岡県磐田市一言2868-4

株式会社共和コンサルタント 磐田事業所内

静岡県技術士協会

会長 吉田建彦



## 公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定

公共土木施設に係る技術助言に関し、牧之原市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が管理している公共土木施設が自然災害等で被災し大規模改修が必要となったとき、若しくは各事業実施時における様々な課題やニーズに対し、機動的かつ的確に対応するために、豊富な経験と高度な知識を有する技術士を正会員とする乙と協定を結び、専門的な立場からの助言や広い知見からの情報・ノウハウを求めることを目的とする。

### （助言の進め方）

- 第2条 甲は、助言を求める事象が発生した場合、乙に対し助言を求めることができる。また、必要に応じ履行場所を災害発生箇所等とすることができる。
- 2 乙は、あらかじめ甲の依頼に対応できる専門的知識や経験を有する乙の正会員から成る助言チームを設ける。助言チームから選任された担当技術士は、速やかに専門的な知見からの助言を行なうとともに、書面により助言内容及び報告を甲へ提出するものとする。
- 3 甲は、助言に伴う軽微な追加作業等についても助言チームと協議することができる。

### （連絡体制）

- 第3条 助言チームは、前条第1項の要請に係る代表連絡者を事前に定め、甲に報告するものとし、変更が生じた場合、その都度甲に報告するものとする。
- 2 甲は、助言チームの代表連絡者に連絡体制を書面にて通知するものとする。

### （費用の負担）

- 第4条 第2条第1項の依頼に基づき助言を行なった場合、甲は担当技術士に対してその費用を支払うものとする。
- 2 助言に要する費用は、甲と助言チームが協議の上決定する。なお、履行場所の変更等により費用に変更があった場合には、甲と助言チームは協議の上決定する。

### （有効期間）

第5条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。ただし、助言を行なった実績が優良な場合など、甲乙双方



に異存がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙どちらかの申し出があった場合には、双方協議の上この協定を解除することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第6条 履行場所が災害発生箇所等の特殊な条件下の場合、助言チームが甲の指示にない活動により第三者に及ぼした損害については、その状況を発生後速やかに書面により甲に報告するものとし、原則として全て助言チームの負担とする。その他やむを得ない場合は、甲と助言チームは協議しその処理解決にあたるものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙および助言チームは、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(損害賠償)

第8条 甲は、助言チームが第1条第1項の依頼に基づき助言を行った内容に起因する損害に対して賠償を求めない。

(成果の取扱い)

第9条 甲の判断により助言等の成果を公表することができるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 実施運営上の細目については、甲乙協議の上、別途定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名、押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 11月 30日

甲 牧之原市長

西原茂樹



乙 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部長

山下久吉



## 災害時における相談業務に関する合意書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県災害対策士業連絡会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者等を対象とした相談業務に関し、次のとおり合意する。

### （趣旨）

第1条 この合意は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な災害（以下「災害」という。）時に、県内市町から甲が要請を受け、その要請に基づき乙が静岡県内で実施する相談業務並びにこれに付随するニーズ調査及び被災者に対する情報提供活動（以下「相談業務等」という。）を円滑、迅速かつ効果的に行うための甲乙の取組について定めるものである。

### （定義）

第2条 この合意において被災者とは、以下に定めるものであって相談業務等の支援活動が必要となった者をいう。

- （1）災害により被害を受けた県内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により県外から県内に避難した者
- （3）その他、甲及び乙が必要と認めた者

### （平時の連携）

第3条 甲と乙は、相談業務等の重要性を相互に認識し、相談業務等が円滑、迅速かつ効果的に行えるように、災害発生前（以下「平時」という。）から緊密に連絡を取り合い、必要な協議を行う。

### （甲の準備活動）

第4条 甲は、平時から、相談業務等の円滑な実施のため、県内市町に対して当合意書の締結について周知するとともに、県内市町の担当窓口把握に努める。

### （乙の準備活動）

第5条 乙は、平時から、相談会のパンフレットを作成し、または学習会を開催するなど適宜の方法により、相談業務等に備えた準備を積極的に進める。

2 乙は、前項の準備活動の内容や成果を、適宜、甲に対し報告する。

(相談業務等における連携)

第6条 甲は、相談業務等において、乙と県内市町の連絡調整並びに相談会の会場確保及び広報に関して可能な範囲で協力する。

2 乙は、甲からの求めに応じ、相談業務等の状況を報告する。

(有効期間)

第7条 この合意の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間有効期間が延長され、その後もまた同様とする。

(定めのない事項の処理)

第8条 この合意に定めのない事項及びこの合意に関して疑義が生じたときは、被災者の視点に立ち、甲と乙が協議をして定めるものとする。

この合意の成立を証するため、本合意書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成30年12月25日

甲 静岡県知事

川勝平太

乙 静岡県災害対策士業連絡会  
会長

大多和 暁

## 大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害等の異常な天然現象により、静岡県内で大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、被災箇所の復旧に係る技術的な助言（以下「助言」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における、甲及び政令指定都市を除く静岡県内の市町（以下「市町」という。）の所管する河川、海岸、砂防（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を含む）、道路、港湾、漁港及び公園等（以下「公共土木施設」という。）の被災箇所の復旧に関し、甲から乙に対して、高度な技術力を有する技術者からの助言を要請する場合に必要な事項を定め、もって被災箇所の迅速かつ適切な復旧を図ることを目的とする。

### （業務）

第2条 この協定に基づき乙が行う助言は、被災箇所の復旧に関する技術的な内容とする。

### （助言要請）

第3条 甲は、災害の復旧に高度な技術を要する場合又は市町から甲に対して助言の要請があった場合、必要に応じて、乙に助言要請を行うことができるものとする。

2 甲は、乙に助言要請を行うときは、河川砂防局土木防災課長（以下「助言要請機関」という。）が別に定める助言要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できることとするが、この場合も遅滞なく助言要請書を提出するものとする。

### （助言承諾）

第4条 乙は、助言要請機関から要請を受けたときは、人材の状況を勘案し、助言承諾の可否を決定するものとする。

2 乙は、助言することを決定したときは、助言要請機関に対し別に定める助言承諾書を提出するものとする。

### （業務報告）

第5条 乙は、助言要請機関（関係市町を含む。）に助言をしたときは、速やかに別に定める助言業務報告書を当該助言要請機関（関係市町を含む。）に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告できることとするが、この場合も遅滞なく助言業務報告書を提出するものとする。

### （秘密保持）

第6条 乙は、助言業務従事中に知り得た情報及び内容全般について助言要請機関（関係市町を含む。）の許可なく他に漏らしてはならないものとする。

### （責務）

第7条 乙は、被災箇所の復旧に係る総合対策に関する技術の研鑽に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請による乙の助言に要した費用については、助言要請機関（関係市町含む。）が負担するものとする。

(災害補償)

第9条 乙は、この協定に基づいて業務に従事した者が、負傷、罹患又は死亡した場合の災害補償については、乙が加入する災害補償保険等により負担するものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の連絡体制を定め確認するものとする。

2 前項の連絡体制に変更が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相互に報告し確認するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間終了の30日前までに、甲及び乙がそれぞれの相手方に対して、文書により異議の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して決めるものとする。

(事務局)

第13条 この協定に関する事務局は、甲においては静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課とし、乙については、日本技術士会中部本部静岡県支部とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年3月18日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長 平野 忠孝



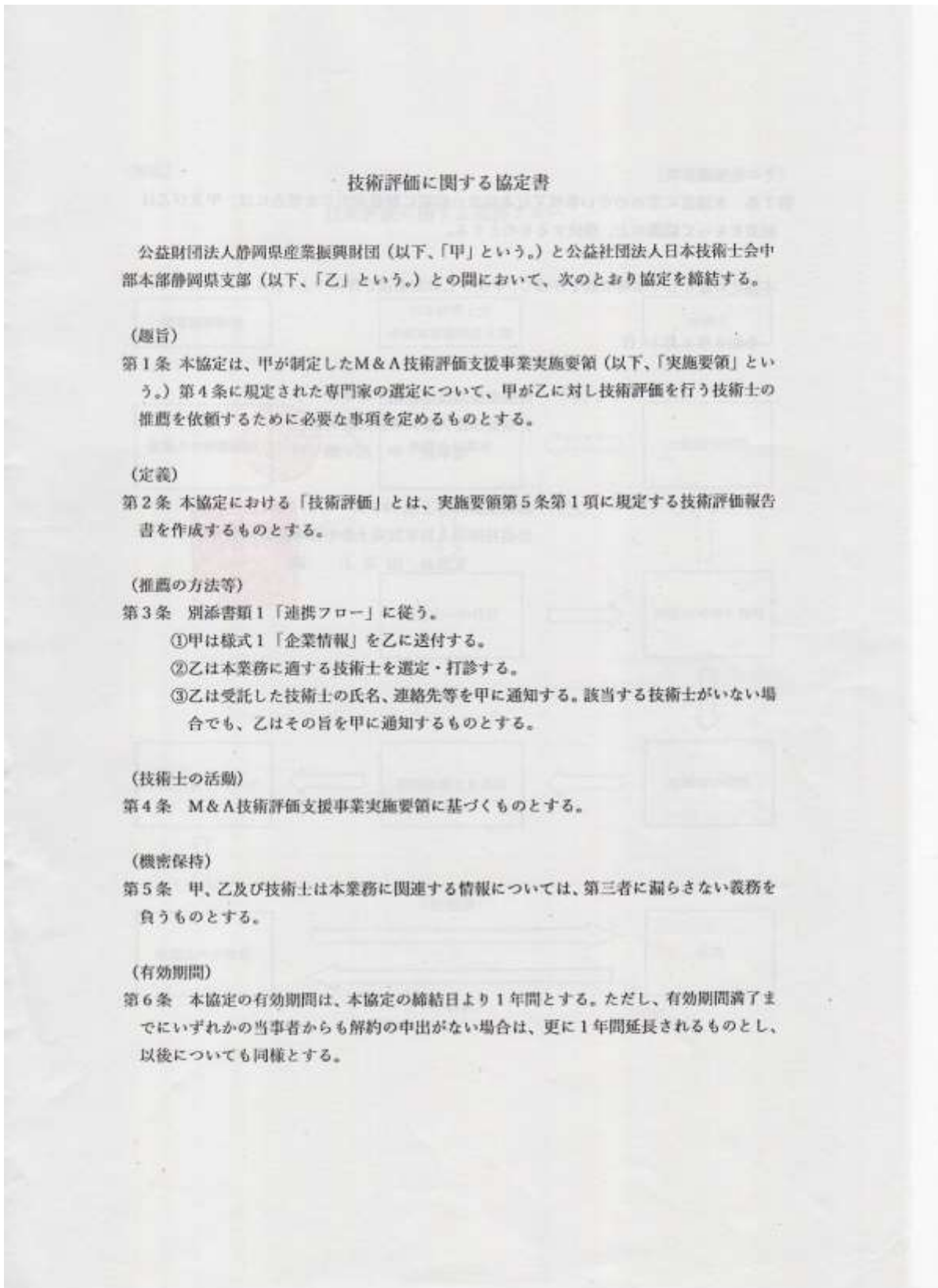
(乙) 静岡県静岡市駿河区池田2316番2号

公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

静岡県支部長 長嶋 滋孔



(参考一七)



(その他協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名及び押印の上、各1通を保管する。

令和3年6月14日

(甲) 静岡県静岡市葵区迫手町4-4-1  
公益財団法人静岡県産業振興財団  
理事長 中西 勝 則

(乙) 静岡県焼津市上泉707-27  
公益社団法人日本技術士会中部本部静岡支部  
支部長 山之上 誠

資料1 日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画(抜粋)

詳細は日本技術士会静岡県支部HP (<http://ipej-shizu.sakura.ne.jp/>) に掲載

日 本 技 術 士 会 静 岡 県 支 部  
災 害 時 支 援 活 動 計 画  
Support Activity Plan at Disaster (SAPD)

公益社団法人 日本技術士会

中部本部 静岡県支部

防災委員会/防災研究会

改訂レベル01

初版発行 2019.09  
最新改訂 2021.10



はじめに

日本技術士会はこれまで、各県支部と協業し、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震などで、被災にした自治体や一般被災者への支援活動を行ってきている。

静岡県支部は、平成22年6月の静岡市と災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」を締結し、平成27年11月には、牧之原市と災害時支援を前提に「公共土木施設のマネジメントに係る技術助言に関する包括協定」を締結した。静岡県交通基盤部とは、平成31年3月に「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」を交わし、さらに、静岡県災害対策士業連絡会への加入が平成29年8月に正式に認められ、平成30年12月には「災害時における相談業務に関する合意書」を静岡県と交わした。今後自治体のみならず、一般被災者へ支援を求められることも想定される。

このように関係組織と正式に協定や合意書を取り交すことで日本技術士会静岡県支部の社会的な立場や認知度も高まってきている。この社会的な要請に責任をもって対処していくためには、静岡県支部の災害時支援体制に係る具体的な行動計画の充実が必要と考え、統括本部の「災害時支援活動計画」も参考にしながら、静岡県支部防災支援委員会と防災研究会で県支部の「災害時支援活動計画」を策定した。

令和元年（2019年）9月  
静岡県支部長 山之上 誠

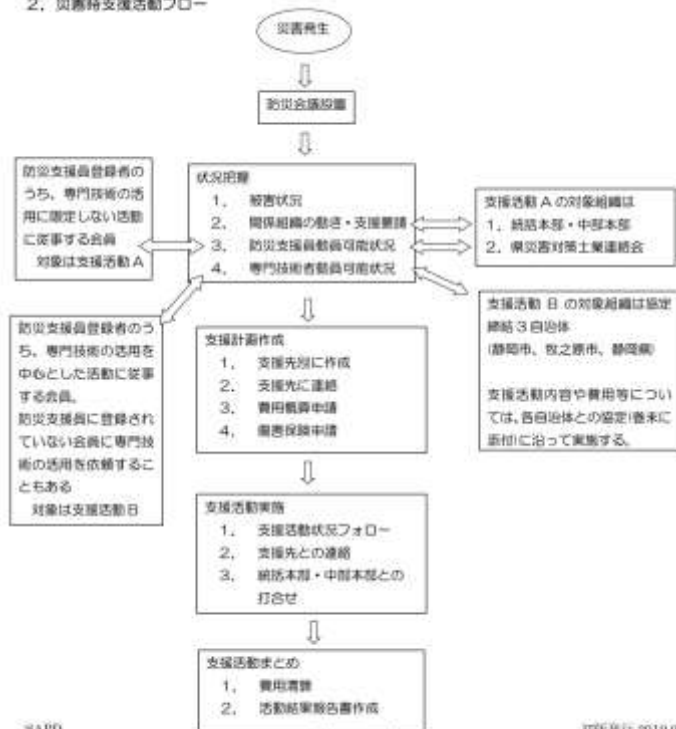
はじめに

- 1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2. 災害時支援活動フロー・・・・・・・・・・4
- 3. 防災会議設置検討基準・・・・・・・・・・5
- 4. 防災会議設置運営方法・・・・・・・・・・5
- 5. 防災会議設置運営規則・・・・・・・・・・6～7
- 6. 防災支援員活動要綱・・・・・・・・・・8
- 7. 防災支援員登録票・・・・・・・・・・9～10
- 8. 一般支援活動 防災支援員現地活動手順・・・・・・・・11
- 9. 一般支援活動 防災支援員現地活動日程及び予算作成・・・・・・・・12
- 10. 一般支援活動 防災支援員現地活動手引き・・・・・・・・13
- 11. 一般支援活動防災支援員活動記録用紙・・・・・・・・14～15
- 12. 引用資料
- 12-1. 静岡市との協定（平成22年6月29日、平成28年3月21日）  
「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」  
・・・・・・・・・・・・・・・・16～17
- 12-2. 牧之原市との協定（平成27年11月30日）  
「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」  
・・・・・・・・・・・・・・・・18～19
- 12-3. 静岡県との協定（平成31年3月18日）  
「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」  
・・・・・・・・・・・・・・・・20～21
- 12-4. 静岡県と静岡県災害対策士業連絡会との協定(平成30年2月25日)  
「災害時における相談業務に関する合意書」  
・・・・・・・・・・・・・・・・22～23
- 12-5. 防災支援員登録者リスト・・・・・・・・・・24～25
- 12-6. 防災研究会作成資料 1（県支部ホームページに記載）  
「被災者現地支援活動基礎知識 Q&A 61問」
- 12-7. 防災研究会作成資料 2（県支部ホームページに記載）  
「場所ごとの行動マニュアル」
- 12-8. 防災研究会作成資料 3（別途小冊子）  
「家族で考える防災 Q&A」

2. 災害時支援活動フロー

SAPD

改訂3ページ01



SAPD

初版発行 2019.09  
最新改訂 2021.10

資料2 熱海土砂災害被災者支援活動報告書(2022年3月10日再改訂) (抜粋)

詳細は日本技術士会静岡県支部HP (<http://ipej-shizu.sakura.ne.jp/>) に掲載

1/13

## 熱海土砂災害被災者支援活動報告書 (再改訂版)

	ページ
1. 防災会議開催	2
2. 現地支援活動	3～10
3. 電話相談	11
4. 情報交換会	12
5. 総括	13
6. 現地調査報告	14
6-1. 概況	14
6-2. 現地調査概要書	15
6-3. 現地調査報告	16～21

2021年8月27日 作成

2021年11月22日 改訂

(第3項3-4、5追加)

2022年3月10日 再改訂

(第6項追加)

公益社団法人日本技術士会中部本部

静岡県支部防災委員会/防災研究会

(編集：馬淵大蔵/吉田建彦)

資料 3

詳細は日本技術士会静岡県支部HP (<http://ipej-shizu.sakura.ne.jp/>) に掲載しています

## 発災時における現地支援活動マニュアル(抜粋)

2021年5月1日策定

公益社団法人日本技術士会中部本部

静岡県支部防災委員会

## 目 次

1. ハザードマップの使い方・防災ポイント
2. 避難先選択方法
3. 避難所運営方法マニュアル
4. マンション災害対策
5. 家族で考える防災 Q&A
6. タイムライン作成方法
7. 発災時の安否確認・連絡手段マニュアル

## 資料 4

### 日本技術士会中部本部静岡県支部外部依頼対応要領

平成30年2月10日技術士会中部本部役員会承認（令和3年4月24日改定）

#### （目的）

第1条本要領は、中部本部静岡県支部に外部からの技術士業務についての対応者の紹介依頼（以下「外部依頼」という）があった場合、「地域組織の設置運営についての詳細事項に関する規則」第7条（依頼業務）及び第8条（管理費）の適用についての詳細事項を定める。（IPEJ17-3-2013技術士業務についての外部からの依頼に関する規則参照）

#### （法令の遵守）

第2条外部依頼の内容については、受託業務であることを前提とし、職員や嘱託としての雇用が前提となった依頼については、法令を遵守し本会是对応しない。

#### （外部依頼の進め方）

第3条外部依頼があったときは、静岡県支部（以下「事務局」という）はこれを静岡県支部事業開発委員会（以下「委員会」という）に報告するものとする。なお、外部依頼は、様式1（技術士業務紹介依頼書）によるものとする。

2 委員会は、前項の報告を受けた場合、依頼内容に適合する正会員を速やかに選定し、受託の意思を確認の上、依頼者に紹介する。なお、選定が急を要する場合は委員会を開催せずに、「地域組織の運営についての詳細事項に関する規則」第25条に定める事務局と当該委員長との協議により処理することができる。

#### （会員の義務）

第4条外部依頼に基づき業務を受託した正会員（以下「受託会員」という）は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己の責任範囲を超える恐れのある契約を結んではならない。
  - (2) 万一、依頼者との間で紛争が生じた場合には、誠意を持ってその解決にあたり、本会に責を及ぼしてはならない。
  - (3) 契約の内容により、必要な場合は担保責任を保証する保険に加入するものとする。
- 2 技術士業務の受託に当って、受託会員は、当該委員長に対して、様式2（誓約書）によって誓約書を提出しなければならない。なお、受託業務内容などによって別途、制約事項を追加する場合がある。

#### （紛争への対応）

第5条外部依頼に基づく業務について受託会員とクライアントとの間に紛争が生じた場合には、委員会は統括本部事務局と協議の上、この紛争に対して適切に対応しなければならない。

#### （管理費）

第6条受託会員は、別に定める管理費を静岡県支部に納付しなければならない。

（参考）「中部本部の運営における個別事項に関する手引き」第4章依頼業務第15条（管理費）

中部本部からの紹介に基づき業務を実施した会員は、業務完了時にその収入額の10%相当額を中部本部静岡県支部に納付しなければならない。

- 2 ただし、当該業務に対する1年間の収入額が20万円以上の場合は、2万円の納付額を上限とする。
- 3 紹介した業務が複数年継続する場合は、1年目の収入額に2年目以降の見込み額を加えた額で管理費を計算し、1年目の完了時に2万円を上限に一括納付するものとする。

#### （業務状況報告等）

第7条業務受託が決定した場合は、受託会員は様式3（技術士業務協議、受託、中間、完了報告書）によって委員会に報告しなければならない。

- 2 受託会員は、業務が完了した場合は、報酬金額の多寡に拘わらず、報酬金額受領より1ヶ月以内に様式3によって委員会に報告しなければならない。
- 3 受託会員は、その契約の期間が1年以上のときは、4ヶ月毎に、その契約による業務の実施状況を、様式3によって委員会に報告しなければならない。

(本要領の違反に対する対応)

第8条受託会員が、第4、6、7条のいずれかの規程に反したことが明らかとなった場合、委員会は統括本部事務局と協議の上、その処置を決定する。

(本要領に定めのない事項)

第9条本要領に定めのない事項については、統括本部「技術士業務についての外部からの依頼に関する手引き」IPEJ13-6-2010Aを準用するものとする。

(本要領の改廃)

第10条本要領を改廃する場合は、静岡県支部が中部本部役員会に付議し、「地域組織の設置運営に関する規則」第16条(個別規則の制定)に従い、中部本部役員会の確認を得て、当支部役員会において定めることができる。

附則(平成30年1月13日)

(様式1)

## 技術士業務紹介依頼書

年 月 日提出

公益社団法人 日本技術士会 中部本部

静岡県支部長

殿

(E-mail :ipej-shizu@ipej-shizu.sakura.ne.jp または TEL:080-9495-8566)

申込者(企業等名)

下記の業務を依頼したいので、技術士をご紹介くださるよう申し込みます。

所属機関・部署		担当者氏名	
Tel.		Fax	Email
所在地	〒		
件名			
依頼内容 ※1	職員や嘱託としての雇用や、雇用が前提となった場合には、法令により本会に対応できませんのでご注意下さい。		
以下は、公益社団法人 日本技術士会中部本部静岡県支部で記入します。			
受託決定日			
受託者			
受付・対応			
具体的対応			

※1 依頼先、要請技術(出来るだけ詳しく、何をすればよいのかわかる程度)、期間、報酬、旅費交通費、通訳、カウンターパートの有無、要請の背景など、及び事前の打合せなどできるだけ詳細に記入してください。この用紙に入らない場合は、別紙で記入しても結構です。合わせて、企業などの概要がわかる資料を添付してください。



(様式2)

年 月 日

公益社団法人日本技術士会

中部本部静岡県支部事業開発委員長 殿

住所

電話番号

氏名

印

受託業務名:

依頼者名:

## 誓約書

私は標記の業務の遂行に当たって、「中部本部静岡県支部への技術士業務の外部依頼運営要領」を遵守の上、下記の事項を誓約します。

記

1. 依頼者と契約を交わし、公益社団法人日本技術士会および技術士の名誉をかけて業務を遂行します。
2. 技術士法第4章の技術士等の義務に則った行動をします。
3. 技術士倫理要綱に則った行動をします。

以上

(様式 3)

### 技術士業務協議、受託、中間、完了報告書

年 月 日提出

氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ E-mail \_\_\_\_\_

受託業務名: \_\_\_\_\_ 整理番号 \_\_\_\_\_

受託協議は 1. 成立 (成立の場合は下表に必要事項記入してください。) \_\_\_\_\_  
2. 不 成 立 \_\_\_\_\_ ( 理

由: \_\_\_\_\_ )

項 目	内 容
業務依頼者等名(業種)	
業務依頼者住所	
業務依頼者先部署,担当者,電話	
業務依頼者 E-mail、URL	
受託期間	年 月 日から 年 月 日 費やした時間 時間 ※1
受託業務内容	※2
業務完了報告	※3
報酬金額	
管理費	収入(報酬金額)から経費を除外した金額の10%相当の額から下記の技術士会口座への振込料金を差し引いた金額とします。
実行委員会欄	委員会において業務内容、結果、手数料などの確認をします。
事務局使用欄	手数料計算、入金など確認した事項を入れます。

※管理費納入先 ゆうちょ銀行 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

店名 二三八 (読み ニサンハチ)

店番 238、預金種目 普通預金、口座番号 0047541

なお、様式3は、①協議結果の報告と②受託業務中間・完了の報告に使用します。

※1「費やした時間」とは、概ねその業務に費やした時間のことです。

※2 受託した業務内容、報酬の支払い条件及び契約書の有無をできるだけ詳しく記入してください。但し、企業秘密などに関することは

支障のない範囲で結構です。

(令和3年4月24日改訂版)



